

別表2

軽自動車税減免

		本人が所有する場合	家族が所有する場合
身体障害者			
障害の区分		身体障害者手帳対象等級	
視覚障害		1・2・3・4級	1・2・3・4級
聴覚障害		2・3・4級	2・3級
平衡機能障害		3・5級	3級
音声機能障害		3級(こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上肢不自由		1級・2級の1・2級の2	1級・2級の1・2級の2
下肢不自由		1・2・3・4・5・6級	1・2級・3級の1
体幹不自由		1・2・3・5級	1・2・3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級(一上肢のみに機能障害がある場合を除く)	1・2級(一上肢のみに機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1・2・3・4・5・6級	1・2・3級(一下肢のみに機能障害がある場合を除く)
心臓	機能障害	1・3・4級	1・3・4級
呼吸器			
じん臓			
ぼうこう・直腸			
小腸			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3・4級	1・2・3・4級
肝臓	機能障害	1・2・3・4級	1・2・3・4級
知的障害者			
障害の区分		愛護手帳対象等級	
知的障害		A	A
精神障害者			
障害の区分		精神障害者保健福祉手帳対象等級	
精神障害		1級	障害の程度が1級であり、通院医療費受給者番号が記載されている手帳を有する方

※減免対象軽自動車の所有者は障害者本人または生計を一にする方に限ります。その他詳しくは、市役所税務課でおたずねください。